

序章 2020年農業センサスの分析視角

橋詰 登

1. 「新基本法」制定後のセンサス分析における論点

農林業の生産構造や就業構造,あるいは農山村地域の地域資源や集落の活動状況等を把握するために実施されている農林業センサスは,様々な農林業施策の企画・立案・推進に向けた基礎資料として活用されている。1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」(以下,「新基本法」という)の理念を具現化するための施策展開が積極的に図られたことによって,2000年代に入ってから我が国農業・農村構造は大きく動き始めた。これまで実施してきたセンサス分析では,その態様を5年ごとに明らかにしてきた。そこでまず始めに,新基本法が制定されて以降,当研究所で実施してきたこれまでの農業センサス分析結果の要点を,調査実施時期の政策的な背景を含め簡単に整理しておく。

新基本法制定直後に実施された2000年センサス分析では,農業の構造変動に関する新たな兆しとして,①零細規模農家の滞留によって農家数・農業労働力の量的減少傾向が鈍化したこと,②中間規模層の空洞化によって上層農家の形成が困難化していること,③集約的農業部門における雇用型大規模経営が展開していること,④大規模層への農地集積の進展と全般的な農地利用の後退が並進していること,⑤水田農業において農家以外の農業事業体や農業サービス事業体が躍進していることなどを確認した(橋詰・千葉編,2003)。

次の2005年センサスは,米政策の抜本的な見直しや中山間地域等直接支払制度が開始された下での調査であったが,農業構造の変化については,①零細・小規模な販売農家において,自給的農家になる動きとそのまま離農する動きが並進し始めたこと,②都府県の中間規模層の農家で下層移動が強まり,新たな大規模農家の形成,量的確保が一層困難化していること,③農業労働力の高齢化が限界点に達しつつあり,近々基幹農業労働力の量的減少が一気に進む可能性が高いこと,④農地利用においては,農家以外の農業事業体が大規模個別農家に代わって地域の水田農業の中心的な担い手となっている地域が拡大していること,⑤稲作の作業受委託が水田の貸借に転換する動きが全国的に広がっていることなどを,農村構造については,現存している農業集落の機能や活動はこの10年間に大きく低下してはいないものの,中山間地域においては農家数の減少によって集落機能を維持することが困難になる可能性が高いことなどを明らかにした(橋詰,2008)。

さらに2010年センサスでは,2007年度から開始された水田・畑作経営所得安定対策(制度開始当初は品目横断的経営安定対策)に対応するために全国各地で設立・再編された多くの集落営農組織が,組織経営体として農林業センサスで把握されたことによって,それまで緩やかな動きであった各地域の水田農業構造が大きく変動した(特に,地域プロ

ックでは東北、北陸及び北九州、農業地域類型では平地農業地域の水田型地帯で顕著）のが特徴的であった。

この時の具体的な動きとしては、①中小零細規模の農家数減少率の上昇とそれに伴う農家人口・農業労働力の減少が加速したこと、②土地持ち非農家の増加によって農地供給層が増大し、農地の所有と利用の乖離が拡大したこと、③販売農家における農業従事者の高齢化が進む一方で、雇用による農業労働力の補完傾向が強まったこと、④組織経営体での水田集積が進んだため、経営耕地面積の減少率及び耕作放棄地面積の増加率が鈍化するとともに、借地による農地の流動化が加速したことなどを指摘した（農林水産政策研究所、2013）。

そして、集落営農組織の設立が一段落し、同組織の展開に伴う農業構造への影響が収まった下で実施された前回の2015年センサスでは、①販売農家数の減少率が過去最大となり自給的農家数も減少に転じる中、土地持ち非農家数の増加はごく僅かとなり、土地持ち非農家の不在村化が加速したこと、②組織経営体数は引き続き増加し、特に法人経営体数の増加が堅調であったが、依然として組織経営体の法人化率には地域差が存在していること、③農業後継者（他出後継者を含む）のいる販売農家割合が5割を切り、家族経営における経営継承の危機が深刻化していること、④家族農業労働力の減少と高齢化が進行し、組織経営体の労働力の比重が増大していること、⑤大規模経営体などでは労働力不足を雇用者で補う動きが強まっており、常雇いの導入経営体数、実人数、従事日数のいずれもが大幅に増加していること、⑥借地による農地流動化や大規模層への農地集積は着実に進んだもののその速度は鈍化し、一方で耕作放棄地の増加によって農地面積総量の減少傾向が強まっていること、⑦農業集落の小規模化・高齢化が進行する中で、集落での寄り合いや共同作業の実施割合が上昇していることなどを明らかにした（農林水産政策研究所、2018）。

今回の2020年センサスは、新基本法が制定されてから20年目の我が国農業・農村の現状を捉えた節目の調査であり、農村人口の減少と高齢化が併進し、農業から離脱する農家が増加する中、地域差を伴いながら大きく変動してきた我が国農業・農村構造の正確な把握が求められている。そこで、今回のセンサス分析では、今まで以上に幅広い視点からの総合的な分析を行い、現時点での農業・農村構造問題の所在を明らかにする。

2. 調査の変遷

ところで、近年の農林業センサスは、調査項目の加除にとどまらず、調査方法や集計区分についても度々変更がなされており、このことが過去のセンサス結果との接続を難しくし、構造変動の態様を分析結果から正しく読み解くことを困難にしている側面もある。そこで、2020年センサスの分析結果をみる前に、近年の農林業センサスでの主な改正点を、今回センサスでの変更内容と併せ確認しておくこととする。

(1) 2005年センサスでの調査体系等の抜本的な見直し

我が国の農林業センサスは、2005年に調査体系や定義の抜本的な見直しが行われた。その背景には、行政側から施策対象とする「農業の担い手」が行う生産活動に調査の重点を置くよう強く要請されたことに加え、総務省などから指摘されていた農林業センサスの簡素合理化に対応する目的があった。

この2005年改定では、まずセンサスの調査体系が大幅に見直された。それまで10年周期で実施されてきた林業センサスを農業センサスと統合して、農林業センサスとして5年ごとに実施することに変更された。調査も農業に関する三つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）と林業に関する三つの調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体調査）がすべて統合され、農林業経営体調査として一つの調査票で調査されることになった。また、10年ごとに実施されていた農業集落調査と林業地域調査も一つに統合され、農山村地域調査として5年ごとの実施となった。

さらに、調査対象の定義や範囲も変更された。農林業経営体調査は、それまでの世帯に着目した調査から経営に着目した調査へと変更されることになり、農業経営体の定義は「農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、①経営耕地面積が30a以上の規模の農業、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が外形基準以上の規模の農業、③農作業の受託事業のいずれかに該当する事業を行うもの」とされた。

この定義変更によって集計区分も見直され、農業経営体は「家族経営体」と「組織経営体」に分けられた。ただし、それまでのセンサス結果との接続を図るため、販売農家や農家以外の農業事業体といった2000年センサスまでの定義（以下、「旧定義」という）に基づく集計も行われ、農業構造の変化を時系列的に把握するために必要なデータは最低限提供されることになった。

他方、農山村地域調査の中で実施されることになった農業集落調査も大幅な見直しが行われた。調査が5年周期で実施されるようになったのは画期的なことであったが、すべての農業集落を対象とした調査は立地条件、地域資源の賦存・保全活用状況等のごく僅かな項目だけとなり、最も重要な農業集落の機能や活動状況などについては、約5分の1の農業集落を対象とする標本調査とされた（標本調査はこの年だけであり、2010年センサスからは全数調査に復活）。

加えて、農業集落調査の対象とする集落の範囲（対象集落の線引き）も変更となった。2000年センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握することに主眼が置かれていたため、「集落機能」（農業集落としての農業生産や生活等を行うに当たっての意志の統合や調整といった機能）を有するものが農業集落調査の対象とされてきた。しかし、2005年の改正では調査の主眼が農山村における地域資源の総量把握へと変更されたことによって、「集落機能」のない集落であっても農家や農地が存在していれば調査対象となり、一方で「全域が市街化区域の農業集落」は、農林業施策の対

象範囲外であるという理由から調査対象から除外されることになった。

このことによって、2005年の全国の農業集落数は2000年よりも増加することになり、公表データから農業集落を時系列分析することが事実上できなくなった。2000年以前の集落調査結果と接続させて分析するためには、農業集落調査個票のパネルデータ化が不可欠となったのである。

（2）2010年及び2015年センサスでの見直し

2010年センサスでは、それまで12月1日現在で実施されていた沖縄県の調査が北海道及び他の都府県と同じ2月1日現在に統一され同一調査票となった。この変更自体は、センサス結果を時系列分析する上で大きな支障になるものではないが、同時に農業・農村を取り巻く情勢の変化や農業施策の動向への対応、さらには調査環境の変化を理由に調査項目の大幅な削減と簡素化が行われた。

この時に削減・簡素化された調査項目は、①家族の氏名、②兼業従事状況の把握項目、③他出後継者の農業従事状況に関する項目、④農業の手伝いに関する項目、⑤協業経営組織に関する項目や生産組織への参加状況に関する項目、⑥転作の作目別作付面積、⑦野菜・果樹類等の品目別作付面積など多岐にわたる。農業の基本構造をみる上で重要な項目も含まれており、これまでのセンサスにおいて実施されてきた幾つかの分析を断念せざるを得なくなった。

それは例えば、品目別作付面積の調査項目が全面的に削除されたことによって実施できなくなった、野菜や果樹の生産構造や経営構造に関する分析である（2015年センサスで調査項目が復活し、分析も再開）。また、兼業従事状況や他出後継者の農業従事状況に関する調査項目の削減は、農家の就業構造の把握にとって大きな痛手となり、調査項目の簡素化によって農業の手伝いが臨時雇いに含まれたため、常雇い以外の雇用農業労働力の動向を詳しくつかむことができなくなるなど、分析を行う上での影響は少なくなかった。

前回の2015年センサスでは、大きな見直しは行われなかったが、調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、オンラインによる報告が一部の地域において導入された（2020年センサスから本格導入）。また、今後の農政の展開等による生産構造の大幅な変化を見据えて野菜類、果樹類の品目別の作付面積の把握が復活された。加えて、農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合、常雇いの年齢別人数が新たに把握されることになった。この他、農業集落調査においても、農業集落の活性化に関する施策の検討に資するために、農業集落から生活関連施設までの主な交通手段・所要時間、地域資源の保全についての連携状況及び活性化のための活動状況について調査項目が拡充されている。

（3）2020年センサスでの見直し

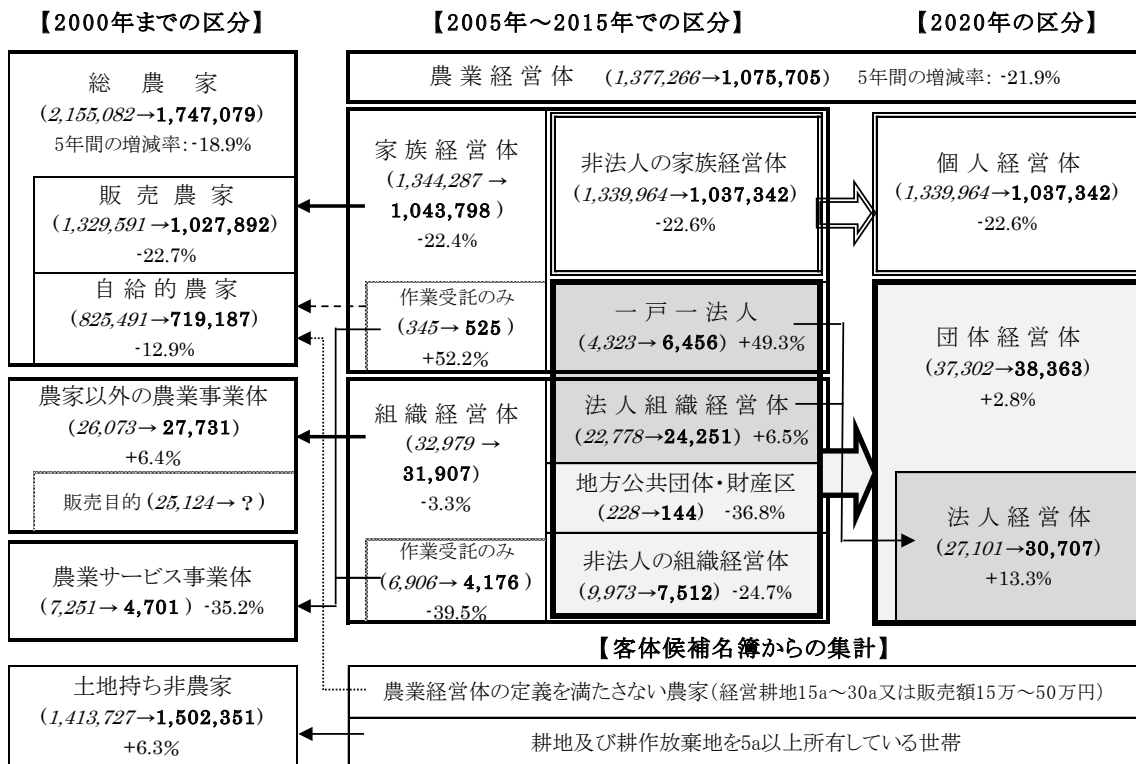
今回の2020年センサスでは、2005年の改正以来の大きな見直しが行われた。それ

は調査対象の属性区分の変更であり、それまでの「家族経営体」「組織経営体」という区分が廃止され、「個人経営体」「団体経営体」という区分が新設された。経営が法人化されているかどうか最優先され、非法人の家族経営体のみが「個人経営体」、法人化している家族経営体（いわゆる「一戸一法人」）と組織経営体（非法人を含む）が統合され「団体経営体」とされたのである。

第0-1図は、この変更による調査客体の接続関係を2015年と2020年センサスでの客体数とともに整理したものである。新しい区分である「個人経営体」の数が104万経営体（5年前から23%減）、「団体経営体」が4万経営体（同3%増）となり、両者を合計した農業経営体総数は2015年の138万経営体から108万経営体へと22%減少している。前回センサスまでの経営体区分で見ると、「家族経営体」が104万経営体（5年前から22%減）、「組織経営体」が3万経営体（同3%減）となり、これまで増加していた組織経営体数が減少に転じている。

また、2000年センサスまでの旧定義で見ると、この5年間に総農家数が19%減、販売農家数が23%減、自給的農家数が13%減となっており、いずれも史上最高の減少率となっている。前回センサスからの5年間で、離農あるいは経営規模を縮小した農家がいかに急増したかがこの数値をみただけでもわかる。

ところで、今回の属性区分の変更は単なる集計区分の見直しにとどまらない。それ



第0-1図 2020年農業センサスでの調査客体の属性区分と接続関係

資料: 農林業センサス(2015年, 2020年)より筆者作成。

注. ()内の数値は左側斜字が2015年, 右側太字が2020年の客体数である。

まで販売農家の中に集計されていた「一戸一法人」（法人化された家族経営）は、今回センサスでは一律団体経営体に区分されたため、それまで調査されてきた世帯員に関する項目が調査されなくなってしまった。つまり、2005年センサス以降も実施されてきた旧定義に基づく「販売農家」の集計が、少なくとも家族農業労働力に関しては物理的にできなくなったのである。

これらの事情もあり、今回公表されているセンサス結果には、販売農家を対象とした集計結果はほとんどない（農家数程度）。新区分である個人経営体の集計結果は、前回の2015年センサスについては組替集計されたデータが一部公表されているが、2010年以前の集計データは公表されていない。つまり、公表データからの分析では、2010年センサス以前の分析結果と今回センサスの分析結果を直接比較することができず、農業構造の変動過程をみる上での制約となっている。

さらに、2020年センサスでは、調査項目についても数多くの加除が行われている。始めに、新設された調査項目をみると、青色申告に関する項目（正規簿記、簡易簿記等の別）、有機農業の取組状況、農業経営へのデータ活用状況の各項目である。これら項目は、いずれも経営内容にかかわる項目であり、行政部局からの要望が強く反映されたものと思われる。この他、農業後継者の確保状況については全経営体に対し調査が行われることになった。また、団体経営体（組織経営体）の役員・構成員等に関する労働力を年齢別、従事日数別に把握できるよう調査項目が拡充されており、農業生産関連事業についての従事状況の把握と併せ懸案事項であった我が国の農業労働力の全体像（雇用労働力を含む）を漏れなく把握することを意図したと思われる見直しが行われている。

一方、これら新規項目の導入や拡充によってスクラップされた調査項目も少なくない。今回のセンサスで削除された主な調査項目は、①自営農業と他の仕事との従事日数の多少、②過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した世帯員の有無、③経営耕地の利用状況及び耕作放棄地面積、④農業機械の所有台数、⑤農作業の委託状況、⑥資本金・出資金提供の有無などである。この中で、①の削除によって農業就業人口の集計が、②の削除によって専兼業別の農家分類に基づく集計がそれぞれ行えなくなってしまった。また、③の削除によって耕作放棄地面積だけではなく、例えば田については、稲を作った田、稲以外の作物だけを作った田、何も作らなかった田の面積が調査されなくなったことから、農地利用率や不作付け地面積も把握できなくなってしまった。

さらに、今回のセンサスでは調査票上での設問方法の変更等も幾つか行われている。軽微な調査票上での変更であっても調査結果に影響を及ぼす可能性があることが、過去に実施されてきたセンサス分析の中でも度々指摘されてきたが、今回の変更は多岐にわたり、この点が危惧される。

そこで最後に、今回の調査票上での主な変更点を確認すると、第1に、これまで調査票の冒頭にあった家族経営か組織経営かのチェック項目が、個人経営であるか団体

経営であるかのチェック項目に変更されたことである。このチェック項目は、客体候補名簿からの転載項目であり、一戸一法人の集計に直接利用されているわけではないが（一戸一法人の集計は、客体候補名簿にある家族経営であるか否かの項目と調査票の法人であるか否かの項目に基づき集計されており、これは今回も同じである）、今回のセンサスでは、法人化した家族経営はすべて団体経営体となるために漏れなく一戸一法人として把握されることになり、これまでのように家族経営体から組織経営体に移行した経営体における客体候補名簿と調査票の不整合を修正処理する必要がなくなっている。

第2に、今回調査内容が拡充された団体経営体の内部農業労働力（役員・構成員等）については、60日以上農業に従事した者について、性別・生年月・従事日数区分を個人別に調査票上で8名まで把握する方法（9名以上いる場合は補助表で調査）に、雇用労働力の「常雇い」についても、性別・生年月、従事日数区分を個人別に把握（調査票上では4名まで、5名以上いる場合は補助表で調査）する方法に変更されたことである。この変更によって、構成員数が多い組織経営体や常雇いを多数抱える経営体などでは、一人ずつの情報を調査票に記入するための負担が増大している。

第3に、農業生産関連事業の従事日数が新たに把握されることになったが、団体経営体の60日未満従事者においては農業生産と農業生産関連事業の従事日数が合算されたデータとなっていることである。

3. 2020年センサスの分析視角

前回センサスからの5年間の動きをみると、農村人口の減少と高齢化が並進する中で経営継承を断念した農家が急増しており、農地の流動化によって農業・農村構造が大きく変動している様子がうかがえる。しかもこれら構造変動は、全国一律に同じ動きではなく、農業担い手の賦存状況や生産条件などによって異なっていると推察される。我が国の農業・農村は、今まさに重要な岐路に立たされており、多様な地域実態に即したきめ細かな施策対応が喫緊の課題になっていると言えよう。

このため、農政の羅針盤である農業センサスの分析結果から構造変動の態様とその要因を、地域性を踏まえて明らかにしていくことが求められるが、前述したように今回センサスでは経営体の属性区分の改定など、これまでになく多くの変更が行われており、過去のセンサス分析結果と比較・検討することも容易ではない。

そこで、今回の2020年センサス分析では、センサス個票を利用した組替集計やパネル化したデータによる分析を積極的に行い、深化する我が国の農業・農村構造の実相と変動要因を明らかにすることを課題とする。

今回の分析でポイントとなるのは、第1に、これまでのセンサス分析で明らかとなっていた農業の基本構造に関する動きが、その後どうなったかという点である。それは、①全国的に広がっていた土地持ち非農家の不在村化の動き、②増加を続けていた

組織経営体の動きと法人化状況、③危機的状況にあった家族経営での経営継承の動き、④減少する家族農業労働力を補完してきた雇用農業労働力（特に、「常雇い」）の動き、⑤二極化しつつあった農地利用の動きなどである。

第2に、前回のセンサス分析で初めて実施した、女性の農業への参加状況に関する分析や農業生産関連事業に関する分析について、この5年間にそれぞれどのような動きが現れたのか、今回センサスでも継続して分析する必要があるだろう。また、今回のセンサスで新たに調査項目として設定された有機農業についても、今後の国としての施策対応を考えていく上で、しっかりと現状分析をしておくことが重要であろう。

第3に、前回のセンサス分析ではできなかった、集約型経営部門に関する分析や都市農業に関する分析も今回は取り上げる。前者の分析では、野菜作経営と肉用牛経営を対象とし、これら部門の経営体の近年の動向と経営展開を分析する。また、後者では都市的地域の中を都市化の進展度によってさらに細分し、農業構造変化の特徴などを明らかにする。

第4は、農業集落に焦点を当てた農村構造に関する分析である。農山村地域調査の中で実施されている農業集落調査の調査項目はごく僅かしかないが、人口減少と高齢化による農業集落の縮小が進む下での、集落の機能や共同取組活動の実施状況を前回センサスに引き続き分析する。

4. 本資料の章別構成

本資料は、前述した分析視角を踏まえ、序章と終章の他、11の章によって構成されている。

まず、第1章と第2章が「農業の担い手」に関する分析である。第1章では、我が国水田農業の中核を担う大規模水田作経営体に着目し、これら経営体の形成状況と経営展開を明らかにする。ここでは特に、集落営農実態調査とのマッチングによって析出した「集落営農型稲作経営体」に焦点を当て、組織形態の変化（法人化の動向）や経営の複合化・多角化の動きなどを、地域的な特徴を踏まえて明らかにする。

また第2章では、今回のセンサスで新しく定義された「団体経営体」を分析対象とする。団体経営体は増加傾向を維持しているが、組織経営体に一戸一法人（法人化された家族経営体）が加わったことによって、それまで分析されてきた組織経営体の展開状況がつかめなくなってしまった。そこで個票からの組替集計により、団体経営体を「非法人組織経営体」「法人組織経営体」（さらに「会社」「農事組合法人」などに細分）「一戸一法人」に分類し、この5年間だけでなく2005年からの経営体数の動向や法人化の動き、規模拡大や経営多角化の動きについて明らかにする。

続く第3章と第4章は、農業労働力に関する分析である。まず第3章では、雇用労働力を含む農業労働力全体の動向を明らかにする。「昭和一ケタ世代」が完全にいなくなり、その子供達である「昭和20年代生まれ世代」が中心的な農業労働力となる中、

不足する家族労働力を補ってきた雇用労働力や団体経営体（組織経営体）の内部労働力の動きを分析する。

他方、第4章では女性農業者に着目した分析を行う。一つは、女性の世帯員や農業従事者に加え、前回センサスから調査が行われるようになった農業経営への参画者についての動向分析である。女性の農業への関与が全体的に希薄化する中で、とりわけ今回急減した農業経営への参画者の減少要因を明らかにする。加えて、女性の農業経営への参画状況によって個々の経営体の経営展開に差異があったのかどうかを、パネル化した個票データにより経営体を類型化し比較検討する。

さらに、第5章では、農地利用に関する分析を行う。農地利用においては、前回センサスでも前進的な動き、すなわち「農業担い手」への農地集積の進展が確認された。今回センサスでは農家の減少がこれまでになく進んでいるため、多くの農地が流動化している。これら農地がどのような生産主体に引き継がれているのか、特に前回センサス時に急増した常雇いを有する組織経営体に着目し、地域性を踏まえ明らかにする。

また第6章では、前回のセンサス分析に引き続き、農業生産関連事業に関する分析を行う。農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン等といった経営の多角化に取り組む経営体を対象に、2010年から2020年までのセンサス個票データを接続し、生産関連事業への参入、継続、撤退といった事業への取組状況の違いが、個々の経営体の農業生産面を含む経営展開にどのような違いをもたらしているのか、また、生産関連事業の継続にどのような要素が影響を及ぼしているかを明らかにする。

第7章では、今回センサスでの新規調査項目である有機農業についての分析である。今日、SDGsの実現や環境に配慮した持続的な農業に対する国民的関心が高まっている。有機農業については、「みどりの食料システム戦略」の中で、2050年までに有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指すとされている。2020年センサスはそのスタート時点ともなることから、有機農業への取組状況について経営規模等を踏まえた分析から明らかにする。

そして第8章と第9章では、集約的農業部門である野菜作と肉用牛に関する分析を行う。第8章で分析対象とした野菜作経営は、2005年以降経営体数が減少し続けており、とりわけ露地野菜の作付経営体の減少が顕著である。ここでは、野菜作における担い手の構造変化を捉えるため、露地野菜と施設野菜が販売1位の経営体を取り上げ、それぞれの生産構造の変化を分析する。

また、第9章は畜産経営の中から肉用牛（和牛）飼養経営を取り上げる。和牛生産においては、小規模な和牛繁殖農家の高齢化による撤退が続く中、新たな担い手が十分確保できず、繁殖牛の長期的な減少が大きな課題となっていた。しかし、子牛価格の高騰や繁殖和牛への奨励策などによって、繁殖和牛の飼養頭数が今回センサスでは増加に転じている。そこで、どのような経営体が繁殖牛頭数の増加に寄与したのか、経営タイプの転換状況を踏まえて明らかにする。

第10章では都市農業の分析を行う。当研究所のセンサス分析で都市農業を取り上げ

るのは初めてであるが、中山間地域とともに農家数や農業労働力の減少が進む都市的地域を都市化度によって細分し、都市と農業との関係性の違いが農業経営体に及ぼす影響を分析する。

第11章では、農村構造の変動に関して農業集落調査の分析を行う。ここでは、農山村地域調査における農業集落調査データを用い、農業集落の機能（寄り合いの開催状況）と集落での共同活動（地域資源の保全活動）について、集落の属性（戸数規模、立地条件等）との間にどのような関係性が見いだせるのかを検討する。

そして終章では、各章での分析結果を要約し、この5年間での農業構造変動の特徴と地域性、その要因を包括的に整理した後、今後の我が国農業・農村を展望していく上での論点を整理する。加えて、今回の分析結果をみる上での留意点とともに、残された課題にも触れる。

〔引用文献〕

橋詰登・千葉修編著（2003）『日本農業の構造変化と展開方向－2000年センサスによる農業・農村構造の分析－』，農山漁村文化協会。

橋詰登（2008）「日本農業・農村の新たな構造変化－2005年農業センサスの分析－」，農林水産政策研究 No.14.

農林水産政策研究所（2013）『集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－』（農業構造分析プロジェクト研究資料第3号）。

農林水産政策研究所（2018）『日本農業・農村構造の展開過程－2015年農業センサスの総合分析－』（農業・農村構造プロジェクト【センサス分析】研究資料）。